

京都市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年7月24日

京都市人事委員会

委員長 松枝 尚哉

京都市人事委員会規則第3号

京都市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

京都市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える。

(28) 一般社団法人2025年日本国際博覧会協会

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年8月1日から施行する。ただし、附則第2項の規定は公布の日から施行する。

(京都市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

2 京都市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則(令和元年6月6日京都市人事委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項に次の1号を加える改正規定を次のように改める。

第2条第1項に次の1号を加える。

(29) 社会福祉法人錦会

(人事委員会事務局)